

日田市規則第70号

日田市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年12月27日

日田市長 椋野 美智子

日田市公園条例施行規則の一部を改正する規則

日田市公園条例施行規則（昭和40年規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前			
別表第2（第6条関係）			別表第2（第6条関係）			
減額又は免除できる場合	減額の率又は免除	備考	区分	減額又は免除できる場合	減額の率又は免除	備考
1 市及び市の執行機関が市の行政上のために利用するとき。	免除	1の項の免除は、第7条の使用料減免の申請を省略する。	下記以外の場合	1 市及び市の執行機関が市の行政上のために利用するとき。	免除	1号の免除は、第7条の使用料減免の申請を省略する。
2 市長又は教育委員会が特に必要と認める団体がその事業目的のために利用するとき。	免除			2 市長又は教育委員会が特に必要と認める団体がその事業目的のために利用するとき。	免除	料減免の申請を省略する。
3 市内の社会教育団体等がその事業目的のために利用する	免除			条例第4	1 市内の社会教育団	免除

とき。	
4 市内の保育園、認定こども園、地域型保育事業所又は放課後児童クラブが保育又は教育活動のために利用するとき。	免除
5 市内の小学校、中学校又は高等学校が教育活動のために利用するとき。	免除
6 市内の学校教育団体がその事業目的のために利用するとき。	免除
7 市内の保育園、認定こども園、地域型保育事業所又は放課後児童クラブが保育又は教育活動以外に利用するとき。	5割以内

備考

1 略

条第1項 各号に掲げる行為 の項に掲げる行為 をする場合及び萩 尾公園グ ラウンド を利用す る場合	体等がその事業目的の ために利用するとき。	
	2 市内の保育園、認定こども園、地域型保育事業所又は放課後児童クラブが保育又は教育活動のために利用するとき。	免除
	3 市内の小学校、中学校又は高等学校が教育活動のために利用するとき。	免除
	4 市内の学校教育団体がその事業目的のために利用するとき。	免除
	5 市内の保育園、認定こども園、地域型保育事業所又は放課後児童クラブが保育又は教育活動以外に利用するとき。	5割以内

備考

1 略

2 減額又は免除の対象としない施設（1の項及び2の項に規定する減免理由に該当する場合を除く。）は、次に掲げるとおりとする。

(1)及び(2) 略

3 略

2 減額又は免除の対象としない施設（下記以外の場合の項に規定する減免理由に該当する場合を除く。）は、次に掲げるとおりとする。

(1)及び(2) 略

3 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。